

# 岐阜市地域生活支援事業の事業者登録に関する基準を定める要綱

平成25年8月5日決裁

平成26年4月1日改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 移動支援事業
  - 第1節 人員に関する基準（第3条—第5条）
  - 第2節 設備に関する基準（第6条）
  - 第3節 運営に関する基準（第7条—第38条）
- 第3章 日中一時支援事業
  - 第1節 人員に関する基準（第39条・第40条）
  - 第2節 設備に関する基準（第41条）
  - 第3節 運営に関する規準（第42条—第51条）
- 第4章 地域活動支援センター
  - 第1節 登録にあたっての基本方針（第52条）
  - 第2節 人員に関する基準（第53条）
  - 第3節 設備に関する基準（第54条）
  - 第4節 運営に関する基準（第55条—第60条）
- 第5章 訪問入浴サービス
  - 第1節 人員に関する基準（第61条・第62条）
  - 第2節 設備に関する基準（第63条）
  - 第3節 運営に関する基準（第64条—第67条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び岐阜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年岐阜市規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施する地域生活支援事業のうち、規則第44条第1項に規定する移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業の事業者登録に関する人員、施設及び運営の基準について、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第64号）、規則及び岐阜市地域生活支援事業給付費支給地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月29日決裁）において

使用する用語の例による。

## 第2章 移動支援事業

### 第1節 人員に関する基準

(管理者)

第3条 移動支援事業を行う者（以下「移動支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「移動支援事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(サービス提供責任者)

第4条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援の職務に従事するものをサービス提供責任者としなければならない。ただし、業務上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させることができる。

2 サービス提供責任者の配置は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 当該移動支援事業所の従業者の員数を基準とする場合

ア 従業者の員数が10以下 1以上

イ 従業者の員数が11以上 1に、従業者の員数が10を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 当該移動支援事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間及び移動時間を除く。）を基準とする場合

ア サービス提供時間が450時間以下 1以上

イ サービス提供時間が451時間以上 1に、サービス提供時間が450時間を超えて450時間又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 サービス提供責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 介護福祉士

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修を修了した者

(3) 平成25年3月31日において居宅介護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第2号に規定する居宅介護従業者養成研修をいう。以下同じ。）の1級課程を修了した者

(4) 平成25年3月31日において居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したもの

(5) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したもの

(6) 前各号に掲げる者のほか、移動支援サービスに関する知識及び経験を有する者として市長が認める者

(従業者)

第5条 移動支援事業者が移動支援事業所ごとに置くべき従業者（移動支援の提供に当たる者として別表に定めるものをいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 移動支援事業者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の

事業（以下「指定居宅介護等」という。）を併せて行う場合については、当該移動支援事業所に置くべき従業者の員数は、当該移動支援事業所と指定居宅介護等の事業所を一の事業所とみなした場合に置くべき従業者の員数で足りるものとする。

### 第2節 設備に関する基準

第6条 移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けなければならない。

2 移動支援事業所には、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切な区画を確保しなければならない。

### 第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 移動支援事業者は、支給決定障害者等（規則第40条第1項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 移動支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第8条 移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、当該移動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した移動支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を市長に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第9条 移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第10条 移動支援事業者は、移動支援の利用について市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該移動支援事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第12条 移動支援事業者は、移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証

によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(地域生活支援給付費の支給の申請に係る援助)

第13条 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに移動支援の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援給付費等の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(他の事業者等との連携等)

第15条 移動支援事業者は、移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第18条 移動支援事業者が、移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第19条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額（岐阜市地域生活支援給付費支給地域生活支援事業実施要綱第7条に規定する費用の単価から当該移動支援につき支給された地域生活支援給付費の額を控除して得た

額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 移動支援事業者は、法定代理受領（規則第40条第3項の規定により、支給決定障害者等が地域生活支援事業者に支払うべき地域生活支援事業のサービスに要した費用（特定費用を除く。）について、地域生活支援給付費として当該支給決定障害者等に市が支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該地域生活支援事業者から市から支払われることをいう。以下同じ。）を行わない移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る費用の支払を受けるものとする。
- 3 移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 移動支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 移動支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（地域生活支援給付費の額に係る通知等）

第20条 移動支援事業者は、法定代理受領により市から移動支援に係る地域生活支援給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 移動支援事業者は、法定代理受領を行わない移動支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

（移動支援の基本取扱方針）

第21条 移動支援は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 移動支援事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（移動支援の具体的取扱方針）

第22条 移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第23条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第25条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第26条 移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第23条に規定する業務のほか、移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第28条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 移動支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情解決のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。

3 移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項に定めるもののほか、インターネットを利用して同項に規定する重要事項を閲覧に供するよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第32条 移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 移動支援事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第33条 移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第34条 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品

その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第35条 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 移動支援事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(会計の区分)

第37条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 日中一時支援事業

#### 第1節 人員に関する基準

(管理者)

第39条 日中一時支援の事業を行う者（以下「日中一時支援事業者」という。）は、当該事業を行う併設型事業所（指定短期入所を実施する事業所及び日中一時支援の事業を行う事業所を一体的に運営する事業所をいう。以下同じ。）、空床利用型事業所（指定短期入所を実施する事業所であって、利用されていない居室の全部又は一部を利用して日中一時支援の事業を行うものをいう。以下同じ。）又は単独型事業所（併設型事業所及び空床利用型事業所以外の施設形態で日中一時支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「日中一時支援事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第40条 日中一時支援事業者が日中一時支援事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる事業形態に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 併設型事業所 日中一時支援の利用者数、指定短期入所の利用者数及び併設本体施設の利用者数の総数を当該実施施設の利用者数としてみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 空床利用型事業所 日中一時支援の利用者数、指定短期入所の利用者数及び当該施設の利用者数の総数を当該実施施設の利用者数としてみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(3) 単独型事業所

ア 当該日の利用者の数が6以下 1以上

イ 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

#### 第2節 設備に関する基準

第41条 日中一時支援事業所は、次に掲げる施設形態に応じて必要とされる設備を備えなければならない。

(1) 併設型事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を日中一時支援事業の用に供することができるものとする。

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

(3) 単独型事業所にあつては、支援を実施するために必要な面積を有する部屋（第3項において「居室等」という。）、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項第3号に規定する設備は、利用者の支援に支障がない場合は、一体的に事業を行う他の事業所の設備を兼用することができる。

3 居室等の床面積は、利用者1人当たり概ね3.3平方メートル以上確保されなければならない。

#### 第3節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第42条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 日中一時支援事業者は、法定代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該日中一時支援に要する費用の支払を受けるものとする。

3 日中一時支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 日中一時支援事業者は、前項第1号から第3号までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 日中一時支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(日中一時支援の基本的取扱方針)

第43条 日中一時支援は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 日中一時支援事業所の従業者は、日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その提供する日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日中一時支援の具体的取扱方針)

第44条 日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、必要があるときは、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該日中一時支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

4 日中一時支援事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(管理者の責務)

第45条 日中一時支援事業所の管理者は、日中一時支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第46条 日中一時支援事業者は、次（空床利用型事業所にあつては、第3号を除く。）に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 日中一時支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第47条 日中一時支援事業者は、利用定員を超えることとなる数の利用者に対して同時に日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第48条 日中一時支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第49条 日中一時支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 日中一時支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(協力医療機関)

第50条 日中一時支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(準用)

第51条 第7条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第25条から第27条まで、第29条及び第31条から第38条までの規定は、日中一時支援事業について準用する。

### 第3章 地域活動支援センター

#### 第1節 登録にあたっての基本方針

(登録要件)

第52条 地域活動支援センターの登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる形態に応じ、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 障害者デイサービス 平成18年10月において障害者デイサービスを実施していた事業所であること。
- (2) 小規模通所サービス 岐阜市障害者小規模通所援護事業給付費支給及び障害者小規模通

所援護事業要綱（平成18年9月29日決裁）に基づく事業所として5年以上の実績をもつ事業所であること。

## 第2節 人員に関する基準

### （職員の員数）

第53条 岐阜市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第68号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する地域活動支援センターに置くべき職員のうち、少なくとも1人以上は、専ら地域活動支援センターの業務に従事する常勤の職員でなければならない。

2 条例第10条第1項第2号に規定する指導員の員数は、次に掲げる数とする。

#### （1）障害者デイサービス

ア 利用者の数が15以下 条例第10条第1項第2号に規定する数以上

イ 利用者の数が16以上 条例第10条第1項第2号に規定する数に、利用者の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

#### （2）小規模通所サービス 3以上

3 前項第1号に規定する利用者の数は、前年度の利用者の延べ数を開所日数で除して得た数とする。ただし、新たに事業を開始し、又は事業を再開したため、前年度においてその実績が1年未満である場合の利用者の数は、次の各号に掲げる新たな事業の開始又は事業の再開の時点からの期間の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

（1）6月未満の場合 当該施設の利用定員の100分の90を乗じて得た数

（2）6月以上1年未満の場合 直近の6月における利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数

## 第3節 設備に関する基準

第54条 地域活動支援センターは、条例第9条に定めるもののほか、相談室その他地域活動支援センターの提供するサービス（以下この章において「地域活動支援」という。）に必要なその他の設備及び備品を備えなければならない。

2 地域活動支援センターのうち、食事を提供するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

3 地域活動支援センターのうち、入浴サービスを提供するものにあつては、第1項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前3項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）条例第9条第1項第1号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

ア 訓練又は作業等の活動に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業等の活動に必要な機械器具等を備えること。

（2）相談室 室内における会話の漏洩を防ぐための処置（間仕切りを設ける等）を行うこと。

（3）食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

（4）浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第2項に規定する食堂は、前項第1号又は第2号に掲げる設備のいずれかと兼用することがで

きる。

- 6 第1項から第3項までに掲げる設備は、専ら当該地域活動支援センターの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する地域活動支援の提供に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (地域活動支援センターの基本取扱方針)

第55条 地域活動支援は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、その提供する地域活動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

##### (地域活動支援センターの具体的取扱方針)

第56条 地域活動支援センターの従業者が提供する地域活動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域活動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する個別支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 地域活動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 地域活動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

##### (個別支援計画の作成)

第57条 地域活動支援センターの施設長（以下「施設長」という。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しなければならない。

- 2 施設長は、前項の個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を交付しなければならない。
- 3 施設長は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該個別支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

##### (施設長の責務)

第58条 施設長は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、当該地域活動支援センターの事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

##### (規模)

第59条 地域活動支援センターは、概ね次に掲げる数の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 障害者デイサービス 15人以上

(2) 小規模通所サービス 10人以上

(準用)

第60条 第7条から第15条まで、第17条から第20条まで、第25条、第26条、第29条、第31条から第34条まで、第37条及び第49条の規定は、地域活動支援センターについて準用する。

第4章 訪問入浴サービス

第1節 人員に関する基準

(管理者)

第61条 訪問入浴サービスの事業を行う者（以下「訪問入浴サービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「訪問入浴サービス事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該訪問入浴サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第62条 訪問入浴サービス事業者が事業を行う事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師 常勤換算方法で1人以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で2人以上

2 前項に掲げる従業者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第63条 訪問入浴サービス事業所は、事業の運営を行うための必要な広さを有する区画を設けなければならない。

2 訪問入浴サービス事業所は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切な区画を確保しなければならない。

3 訪問入浴サービス事業所は、サービス提供に必要な浴槽類の備品を備えなければならない。

第3節 運営に関する基準

(訪問入浴サービスの基本取扱方針)

第64条 訪問入浴サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 訪問入浴サービス事業者は、その提供する訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(訪問入浴サービスの具体的取扱方針)

第65条 訪問入浴サービス事業所の従業者が提供する訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(2) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はそ

の家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(運営規程)

第66条 訪問入浴サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問入浴サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情解決のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他運営に関する重要事項

(準用)

第67条 第7条から第20条まで、第24条から第26条まで、第29条から第38条まで及び第45条の規定は、訪問入浴サービスについて準用する。

(その他)

第68条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）「移動支援の提供に当たる者」

資格	視覚	全身性	知的	精神	難病
介護福祉士		○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修を修了した者		○	○	○	○
平成25年3月31日において居宅介護従業者養成研修を修了した者		○	○	○	○
平成25年3月31日において訪問介護員養成研修を修了した者		○	○	○	○
平成18年9月30日において視覚障害者外出介護養成研修を修了した者	○				
平成18年9月30日において全身性障害者外出介護養成研修を修了した者		○			○
平成18年9月30日において知的障害者外出介護養成研修を修了した者			○		

平成18年9月30日において日常生活支援従業者養成研修を修了した者		○			○
平成15年3月31日において居宅介護従業者養成研修に相当するとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者		○	○	○	○
平成15年3月31日において視覚障害者外出介護養成研修に相当するとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○				
平成15年3月31日において全身性障害者外出介護養成研修に相当するとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者		○			○
平成15年3月31日において日常生活支援事業従業者養成研修に相当するとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者			○		
介護職員基礎研修修了者		○	○	○	○
平成18年10月1日以降において重度訪問介護従業者養成研修を修了した者		○			○
平成18年10月1日以降において同行援護従業者養成研修を修了した者	○				
平成18年10月1日以降において行動援護従業者養成研修を修了した者			○	○	
平成18年10月1日以降において視覚障害者移動支援従業者養成研修を修了した者	○				
平成18年10月1日以降において全身性障害者移動支援従業者養成研修を修了した者		○			○

備考

- 1 表中の「視覚」とあるのは「視覚障害者（児）」、「全身性」とあるのは「全身性障害者（児）」、「知的」とあるのは「知的障害者（児）」、「難病」とあるのは「並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児）」をいう。
- 2 表に○が付いている部分について資格要件を満たしている必要がある。
- 3 この表に定めるもののほか、都道府県又は市町村が実施した研修のうち、市長が適当と認めたものについては、従業者の資格要件として認めるものとする。